

平成28年度

国立大学法人旭川医科大学

年度計画

(平成28年3月31日届出)

平成 28 年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、【】は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《1-1》「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。

【1-1】昨年度実施した「医学科各授業科目の『医学教育モデル・コア・カリキュラム』適合状況調査」を基に、教育内容の重複等を避けるための教員間調整を行う仕組みを整備する。

看護学科においては、各授業科目と「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との適合状況調査を実施する。

《1-2》ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー（卒業時に必要な能力）の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。

【1-2】体系的な教育課程を明示するため、各授業科目とディプロマ・ポリシー等の関係性や学年別到達目標の更なる明確化に向けた検討を進める。

また、FD活動によりディプロマ・ポリシーやコンピテンシーを踏まえた教育活動の実施について周知を行う。

《2-1》学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するための OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験) を整備する。

【2-1】医学科臨床実習終了時(卒業時)OSCEにおける課題や実施方法を見直すとともに、将来の全国共用試験化を見据えた評価基準等の在り方について検討を進める。

看護学科においては、臨地実習前の看護実践能力到達度を評価するために導入を目指すOSCEの設定課題、到達目標、実施形態等の将来構想を検討する。

《3-1》博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成 30 年度及び平成 33 年度に検証し、充実させる。

【3-1】グローバル化対応に向けた大学院教育の将来構想検討のための現状分析及び課題抽出を行う。

《3-2》修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。

【3-2】道東・道北地域の専門的看護人材養成拠点としての機能を強化するため、高度実践コース専門看護師教育課程において、がん看護学領域における38単位教育課程の教育を開始するとともに、老人看護学領域38単位教育課程の平成29年度導入に向け、日本看護系大学協議会による認定に向けた手続を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

《4-1》学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)に基づいた客観的な成績評価を行う。

【4-1】平成27年度に実施した授業科目素点と成績分布データを基に、アセスメント・ポリシー明確化のための検討を行う。

《4-2》医学教育分野別認証を受審するため、平成29年度までに大学IR(Institutional Research 機関調査)部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。

【4-2】教学IR機能を強化するため、本学教育情報のデータベースとして構築してきた学生トレースシステムをIR室に移管し、データの蓄積及び分析のための新たな運用体制を整備する。

《5-1》学修履歴を可視化するため、平成29年度までにLMS(Learning Management System 学修管理システム)を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。

【5-1】ICTを活用したLMS(学修管理システム)導入に向け、新たに検討する組織を設置して導入計画及び運用責任体制を整備する。

《6-1》博士課程と修士課程を統括する委員会を平成29年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。

【6-1】大学院教育に関する企画及び自己評価機能強化のため、博士課程と修士課程を統括する委員会を設置するなど、大学院の教育・研究・運営に関する事項等を審議する体制の再編を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

《7-1》学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成28年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。

【7-1】学生の学修・生活実態調査及びフォーカスグループに対するインタビュー調査の各結果を踏まえた学修環境整備に関するニーズアセスメントを実施する。

《7-2》学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成29年度までに立案し、平成30年度以降に実行する。

【7-2】学生の健康管理機能強化のため、保健管理センターにおける検診情報の電子化構想の具体化に向けた検討を進める。

《7-3》外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第1期連携期間として設定されている平成29年度まで活用する。

平成30年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成28年度に各大学間で改めて検討・調整する。

【7-3】道内国立大学連携(国立大学改革強化推進補助金事業)による、留学生入学前準備教育及び双方向遠隔授業システムを活用した教養教育単位互換授業を継続して実施する。教養教育単位互換授業については、本学から提供する科目数を増加させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《8-1》平成26年12月22日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革(「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等)に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成30年度までに見直すとともに、平成33年度入試から、学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

【8-1】国の高大接続改革の検討の進捗状況も勘案しつつ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの一貫性を検証する。

《8-2》社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成30年度までに明確に示す。

【8-2】大学院の将来構想の検討の進捗状況も勘案しつつ、入試制度を検証する。

《9-1》北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

【9-1】北海道内の高等学校・医療機関と連携し、高校生対象の医療体験実習・実習報告会・高等学校における地域医療に関するグループワーク等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

《10-1》基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成30年度までに定着させる。

【10-1】基礎系講座の持つ実験技術・手技等を把握し、学内で共有化する体制を整備する。

《10-2》学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第3期中期目標期間6か年において年間平均200報以上(第2期中期目標期間第5年次までの平均値は186報/年)にする。

【10-2】学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し研究実施者の底辺拡大を進めつつ、欧文論文(原著と総説)の第3期6か年における年間平均生産数の目標(≧200報/年)を達成するための課題を分析・検討する。

また、生産された論文を収集し学術成果リポジトリ(AMCoR)により学外へ公開する。

《10-3》本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

【10-3】他機関と連携し、機器の共同利用を進めながら、高次脳機能に関する研究を推進する。

《11-1》教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

【11-1】教育研究推進センターを中心に講座等を個別に訪問し、シーズ発掘及び研究支援ヒアリングを行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

《12-1》研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

【12-1】研究戦略企画委員会において、研究活動活性化のための共同利用設備マスタープランを作成するとともに、共同利用施設の機器更新及び保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を弾力的に運用できるよう学内運用ルールを見直す。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13-1》第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。
また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

【13-1】地域の医師や看護師に対して行う再教育の取組状況を、IR室で収集・分析した情報を基に、評価する体制を構築する。

また、地域に貢献する人材を更に確保するため、屋根瓦方式で行う「ふるさと医療人プログラム」(先にプログラムを経て輩出された地域医療人が後進を育てる取組)を継続的に展開する。

《13-2》遠隔医療システムを利活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決にICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

【13-2】地方公共団体・保健事業民間団体と協働して地域住民の保健・介護に関する教育・指導プログラムを作成する体制整備に向け、検討を開始する。本学遠隔医療システムを地域保健・介護領域へ展開することについて検討を開始する。

また、メディカル・ミュージアムのサービス及びオープンインターネットカレッジのコンテンツを継続的に充実させる。

《14-1》高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。

また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成28年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

【14-1】スポーツ医科学研究委員会の活動を継続し、障がい者アスリートのクラス分け者を養成するとともに、地域のスポーツ・イベント活動等の支援を行う。

また、スポーツ関連の公開講座等の開催を推進する。

旭川ウェルビーイング・コンソーシアム(AWBC)を母体に地域活性化のため、産学官異業種交流の「場」を設置する。

《14-2》地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

【14-2】地域のコミュニティ施設を活用しての学生と住民との交流等をとおして、地域の活性化につなげる方策を検討する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15-1》本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。

また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援(社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授)や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

【15-1】国際交流推進室の在り方及び国際化に関する運営規程の見直しと整備を行う。また、その見直し・整備の結果を踏まえ、学生に海外留学支援制度の周知を徹底する。

《15-2》国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。

併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

【15-2】継続中の JICA 研修を実施するとともに、本学で学んだ研修員の継続的なフォローアップを実施する。

また、発展途上国等への医学研究・医療面での支援活動を継続するとともに、国際保健において我が国が担うべき内容と現地ニーズの情報収集に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

《16-1》本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修(たすき掛け研修)を充実させるとともに、平成 29 年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

【16-1】本院臨床研修プログラムの希望者の増加に対応するため、協力型臨床研修病院等とのたすき掛け研修を充実させ、臨床研修医室の拡充などの環境整備を進める。

また、平成 29 年度から始まる新専門医制度に対応するため、本院を基幹病院として申請した専門研修プログラムの運営体制を整備する。

《16-2》安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

【16-2】医療従事者の実践的能力を向上させるため、必要となる最新の医療機器を特定し、その操作方法や手技・手法についての教育マニュアルを策定する。

また、教育対象者を選定し、実践的な説明会等を実施することにより、医療従事者のスキルアップを支援する。さらに、看護師を対象とした「退院支援調整ナース育成プログラム」を推進する。

《17-1》急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。

また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。

【17-1】急性期病院としての医療の質向上のため、トレーニングプログラムを作成し、救急・災害医療の机上シミュレーショントレーニングシステム（Emergo トレーニングキット）の活用により、部門ごとや複数部門合同での訓練を行う。

また、医療従事者の負担軽減及び医療安全の強化を図るため、多職種からなる「病院職種間協働推進検討委員会」において、医師を含め病院スタッフの負担軽減計画を策定するとともに、医療安全管理部の充実について検討する。

さらに、働きやすい就労環境の充実に向け、介護支援や育児支援等についてのアンケート調査を実施する。

《17-2》診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率 80%程度、逆紹介率 70%程度を達成する。

【17-2】地域医療連携室の体制を整備し、地域医療連携ネットワークによる、病病・病診連携を強化するとともに、逆紹介についてもシステムによる一元管理に着手する。

また、連携病院を対象としたWEBによる予約システム等の連携方法について検討する。

《17-3》医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケーター（医療の質指標）を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189等の外部評価による認証を平成33年度までに取得する。

【17-3】クオリティ・インジケーターに設定した評価項目について経年変化を可視化し、医療の質と安全の向上に対する取組の推移を把握するとともに、他機関との比較から本院の現状と課題を明らかにする。

また、ISO15189の認定取得に向け、他大学等の取得状況等の調査を行う。

《17-4》経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト縮減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。

また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。

【17-4】国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）の活用やDPCデータ等の分析により、収支改善及び診療の効率化に向けて、診療科等との病院長ヒアリングを実施する。

また、平成28年度の診療報酬改定を踏まえ、経営担当医長と財務担当部署等で連携し、増収対策に取り組む。

《18-1》地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。

また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。

【18-1】地域のがん診療水準の向上及び肝疾患診療の向上に関する普及啓発を推進するため、医療者向けセミナー及び市民公開講座等を引き続き開催する。

また、地域連携パスの充実を推進するための北海道がん診療連携協議会地域連携クリティカルパス部会を開催するとともに、既存の地域連携パス等の活用を促進する。

《18-2》地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用してDMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）隊員を養成し、地域単位でDMATを編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。

【18-2】救急医学講座等関係部署で連携を行い、引き続きDMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）養成のための研修に参加し、DMAT活動を充実させるとともに北海道DMAT連絡協議会等への参加により地方公共団体等との連絡体制の整備を継続して実施する。

また、国立大学附属病院大学病院災害管理技能者養成研修会に参加し、災害時においても活躍できる質の高い医療者を養成する。

《19-1》臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。

【19-1】臨床研究を行っている部署の支援ニーズを把握し、臨床研究支援センターが担う役割を検討のうえ組織を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

《20-1》IR手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属のIR室を平成28年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成30年度までに構築する。

【20-1】IR室を設置し、教学データをはじめとする各部署の保有するデータを収集・管理・分析・情報提供機能を整備するとともに、他大学等におけるIR活動状況を踏まえてIR室の運用方針を決定し、支援体制を強化する。

《20-2》戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。

【20-2】病院収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、学長を議長とした財務委員会において戦略的な資源配分や外部資金の受入れ及び経費削減等の方策を策定し、予算の企画・立案・実施体制を強化する。

《20-3》監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。

【20-3】経営協議会の資料は、原則事前配付とし、出席できない学外委員からは議事に対する意見を別途聴取する。また、監事監査を効果的に進めるため、事務局各課で監査の事務補助を行う職員を置き、積極的な情報提供を行う。

《21-1》平成28年度中に承継職員の教員10%に年俸制を適用し、第3期中期目標期間中は10%以上を維持する。

また、3年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。

【21-1】年俸制導入計画による教員採用を進めるとともに、年俸制教員を対象とした業績評価を実施する。

《21-2》男女共同参画社会の実現に資するため、平成33年度までに管理職の女性比率を12.5%にする。

【21-2】女性管理職に登用可能な人材確保のため、キャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、他の国立大学法人との人事交流による女性管理職の採用を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

《22-1》学部入学から卒後臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成33年度までに作成し、実施する。

【22-1】学部においては、学年担当教員、グループ担任及びアドバイザー教員の各制度の更なる充実・強化に向けた検討を行う。

大学院においては、カリキュラム及び入学定員の検証を行うとともに、医療従事者等の社会人に対する生涯学習と職業能力向上を支援する履修証明プログラムなどについて、今後の大学院教育組織体制の在り方を検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

《23-1》組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成29年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成30年度から実施する。

【23-1】ICTを活用した業務の見直しの一環として、大学側で稼働中の物品請求システム(web物品発注システム)の、病院への導入の検討を開始し、試験的に一部運用することにより、事務効率化による業務の削減効果を検証する。

《23-2》事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。

【23-2】他の国立大学法人の職員研修等の状況を調査し、本学の現状にあった研修計画を策定する。

また、各種研修への参加及びオン・ザ・ジョブ・トレーニング(職場内訓練)を通じて、職員の資質・能力の向上に努める。

《24-1》事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成33年度までに平成27年度比で30%増加させる。

【24-1】道内国立大学等との事務の共同実施を継続するとともに、新たな共同実施が可能な事務・業務を継続的に検討する。

現在継続実施中の「電子購買システム」の学内利用件数を平成27年度比で5%以上増加させる。

《24-2》大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。

また、平成28年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成29年度からの運用を目指した検討を開始する。

【24-2】平成27年度災害対策相互訪問事業の評価結果等に基づいて把握した課題の対応策を検討するとともに、道内国立大学の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

《25-1》外部資金を増やすため、平成30年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成33年度までに件数を平成26年度に比較して5%程度増加させる。

【25-1】研究戦略企画委員会において、科学研究費申請書の作成支援の検討を行うとともに、臨床研究支援センターにおいて、より多くの治験を実施する医師を支援するための体制を整備する。

また、他地域の治験支援ネットワークの構築状況を参考に、旭川市内の医療機関との連携を検討する。

《25-2》大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成28年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。

【25-2】新たな基金制度の円滑な運用のため、基金事務に関する専任職員を配置し、実効性のある制度設計を策定し、募金活動を開始する。

《25-3》病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。

また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。

【25-3】病院収入を計画的に確保するため、診療実績を踏まえた経営指標の目標値を設定し、達成状況の確認及び診療実績の分析を行い、必要に応じて病院長ヒアリング等を実施する。

また、診療報酬改定に伴う改正点等を取りまとめ、診療科別に研修会の開催を計画するとともに、保険診療に関する講習会を継続的に実施する。併せて、保険請求漏れ等を削減するため職員の配置の見直し等について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

《26-1》経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成28年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成28年度からの3年間において、平成27年度当初予算に比べ人件費を3%程度削減する。

【26-1】新規採用の抑制、年度途中での欠員の不補充等により、平成27年度比で概ね1%の人件費削減を進めるとともに、更なる人件費削減のため、第3期中期目標期間中の人員配置計画を策定する。

《26-2》診療報酬制度に対応した増収、コスト縮減等の方策について、副病院長（病院運営担当）を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。

【26-2】経営担当医長等会議を開催し、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト削減等の課題解消に向けて、戦略的な方策や具体的な対応方法等について検討を行い、実施する。

《26-3》業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとのPDCAサイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に1.5%以内に抑える。

【26-3】業務委託費・光熱水料等、法人全体の物件費について、各経費の現状把握と削減に向けた調査・分析を行い、単価削減、仕様内容・契約方法の見直し等の取組を行うとともに、削減に関するコスト意識の啓発活動を継続的に実施し、一般管理費比率を1.5%以内に抑える。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

《27-1》資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。

特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。

【27-1】北海道地区国立大学法人の資金共同運用（Jファンド）へ引き続き参画し、資金の滞留する期間を特定し、支払業務に支障がない範囲で短期的な運用を繰り返し行う。

設備の計画的更新及び重点整備に資する、本学の財務状況を勘案した戦略的な設備マスタープランを新たに策定するため、設備の保有・使用状況等の点検・調査を行うとともに、その結果に基づき、既存設備の更なる有効活用を推進する。

資産の運用管理に関する計画を策定するため、土地・建物等の利用状況を調査し、職員宿舎及び宿舎用地の有効活用について検討を開始する。

IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

《28-1》IR手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。

また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。

【28-1】厳正な評価を実施するため、点検評価室において、業務運営の改善に資する点検・評価項目を定め、自己点検・評価を更に充実する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

《29-1》大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。

【29-1】戦略的な情報発信を行うため、広報活動に関する基本方針を策定する。

また、大学ホームページの改善のため、アンケート調査等を行い、その結果を基に広報企画委員会においてコンテンツの見直しに着手する。

V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

《30-1》高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成28年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。

また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。

【30-1】安全・安心なキャンパス環境を実現するため、既存老朽施設・ライフラインの点検・評価を行うとともに、施設実態調査、満足度調査等を行い、キャンパスマスタープランの整備計画を策定する。

また、エネルギーの検針エリアを見直し、詳細な使用量を把握する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

《31-1》職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。

【31-1】安全管理等に関する講習会を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガスの日常点検等による適正管理を強化する。

《31-2》メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。

【31-2】メンタルヘルスに関する講習会等を開催するとともに、受講者アンケートを実施し、その結果に基づいて次年度以降の講習内容の見直しを行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

《32-1》職員の法令遵守意識を啓発するため、平成28年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。

【32-1】情報セキュリティポリシー及び個人情報保護ポリシーに関する講習会を引き続き毎年開催するとともに、コンプライアンス規程を新たに制定し、教職員へ周知して法令遵守意識の啓発を行う。

《32-2》研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たにe-ラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度からe-ラーニングを全職員対象に実施する。

【32-2】研究者等教育について、教育研究推進センターが中心となり受講管理体制を検討し、e-ラーニングシステムを取り入れた受講プログラムを作成する。

《33-1》危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。

また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。

【33-1】他の国立大学法人の危機管理体制の調査を行い、調査結果に基づいて、本学の危機管理規程のリスク分類・リスクレベルを検討する。

VI. 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII. 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

1, 296, 858千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

該当なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の土地及び建物を担保に供する。

IX. 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

- (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- (2) 組織運営の改善
- (3) 若手教職員の育成
- (4) 学生及び留学生等に対する支援
- (5) 国際交流の推進
- (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
- (7) 福利厚生の実施

X. その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・小規模改修	総額 34	(独) 大学改革支援・学位授 与機構施設費交付金 (34)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の設備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

- (1) 新規採用の抑制、年度途中の欠員の不補充等により、平成27年度比で概ね1%の人件費削減を進めるとともに、更なる人件費削減のための第3期中期目標・中期計画期間中の人員配置計画を策定する。
- (2) 平成28年度中に承継職員の教員10%に年俸制を適用し、年度制導入計画による教員採用を進めるとともに、年俸制教員を対象とした業績評価を実施する。
- (3) 女性管理職に登用可能な人材確保のために、キャリアパスを考慮した人事配置等を進めるとともに、他の国立大学法人との人事交流による女性管理職の採用を検討する。
- (4) 他の国立大学法人の職員研修等の状況を調査し、本学の現状にあった研修計画を策定する。

また、各種研修への参加、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内訓練）を通じて、職員の資質・能力の向上に努める。

(参考1) 平成28年度常勤職員数 1,034人

また、任期付き職員数の見込みを323人とする。

(参考2) 平成28年度人件費総額見込み 10,477百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 2 8 年 度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,242
施設整備費補助金	0
補助金等収入	151
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	20,293
授業料及び入学料検定料収入	674
附属病院収入	19,339
雑収入	280
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	873
長期借入金収入	0
貸付回収金	17
計	26,610
支出	
業務費	24,080
教育研究経費	4,705
診療経費	19,375
施設整備費	34
補助金等	151
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	873
貸付金	64
長期借入金償還金	1,408
計	26,610

[人件費の見積り]

期間中総額 10,477 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 5,187 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 55 百万円。

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度当初予算額 851 百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額 22 百万円。

2. 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	26,014
業務費	23,415
教育研究経費	1,413
診療経費	10,436
受託研究費等	374
役員人件費	100
教員人件費	3,066
職員人件費	8,026
一般管理費	277
財務費用	163
雑損	5
減価償却費	2,154
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	27,102
運営費交付金収益	5,242
授業料収益	585
入学金収益	61
検定料収益	28
附属病院収益	19,595
受託研究等収益	374
補助金等収益	151
寄附金収益	463
施設費収益	34
財務収益	1
雑益	280
資産見返運営費交付金等戻入	63
資産見返補助金等戻入	174
資産見返寄附金戻入	51
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1,088
目的積立金取崩益	0
総利益	1,088

3. 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,102
業務活動による支出	23,735
投資活動による支出	758
財務活動による支出	2,138
翌年度への繰越金	1,471
資金収入	28,102
業務活動による収入	26,433
運営費交付金による収入	5,187
授業料及び入学料検定料による収入	609
附属病院収入	19,339
受託研究等収入	366
補助金等収入	151
寄附金収入	485
その他の収入	296
投資活動による収入	35
施設費による収入	34
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,634

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科 7 2 2 人 (うち医師養成に係る分野 7 2 2 人) 看護学科 2 6 0 人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻 6 0 人 (うち修士課程 0 人 博士課程 6 0 人) 看護学専攻 3 2 人 (うち修士課程 3 2 人 博士課程 0 人)</p>